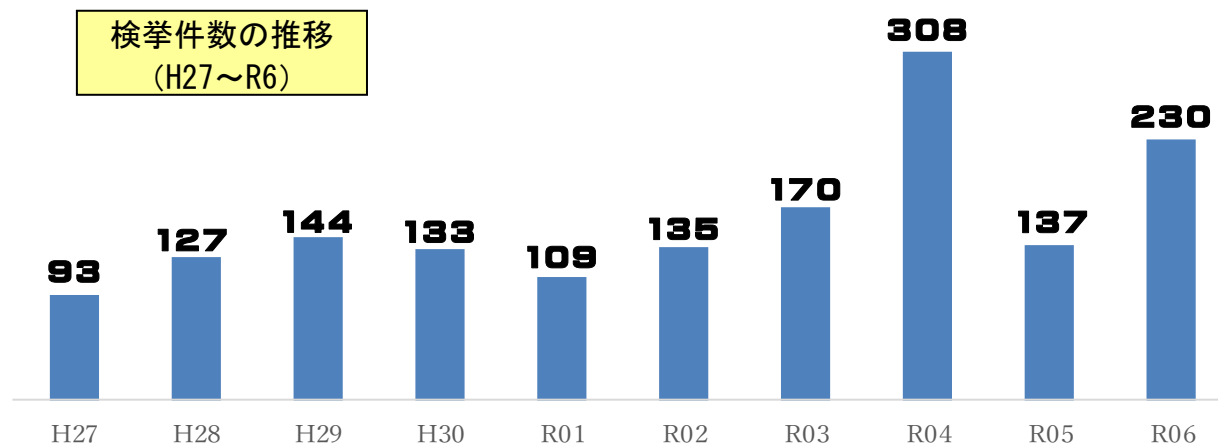


令和6年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について

第1 サイバー犯罪の検挙状況

1 サイバー犯罪の検挙件数（過去10年の推移）



※ 令和4年の検挙件数は、同一被疑者が行った多数の詐欺事件を検挙したため、大きく増加しておりますが、詐欺を除いた検挙件数は例年と同程度であり、高止まりしております。

2 検挙内訳（令和6年）

罪 種	件数
詐欺	111
電子計算機使用詐欺	19
青少年健全育成条例違反	17
不正アクセス禁止法違反	16
児童買春・児童ポルノ法違反	13
犯罪収益移転防止法違反	13
ストーカー行為規制法違反	11
脅迫	10
わいせつ図画公然陳列・頒布	5
名誉毀損	2
恐喝	1
常習賭博	2
麻薬等特例法違反	2
不正作出私電磁記録供用	1
私事性的画像被害防止法違反	1
売春防止法違反	1
偽造有印公文書行使	1
割賦販売法違反	1
16歳未満に対する面会要求等	1
不同意わいせつ	1
性的姿態撮影等処罰法違反	1
合 計	230

3 検挙事例（令和 6 年）

【詐欺】

被疑者は、他人のクレジットカードを使用して、インターネットショッピングサイトで商品を注文して騙し取った。

【電子計算機使用詐欺】

被疑者は、還付金を受け取れると勘違いした者に、電話越しに ATM 機の操作を指示し、被疑者の口座への送金記録を作りお金を騙し取った。

【沖縄県青少年保護育成条例違反】

被疑者は、SNS で知り合った 18 歳になっていない児童にわいせつな行為をし、その行為を撮影した動画を SNS 上に投稿した。

【不正アクセス禁止法違反】

被疑者は、他人のゲームアカウントに不正アクセスし、パスワードを変更して、ログインが出来ない状態にした。

【ストーカー行為規制法違反】

被疑者は、やり取りを拒否された被害者に、メッセージを大量に送りつけて、つきまとった。

【電子計算機損壊等業務妨害】

被疑者は、被害会社のホームページを削除して、業務を妨害した。

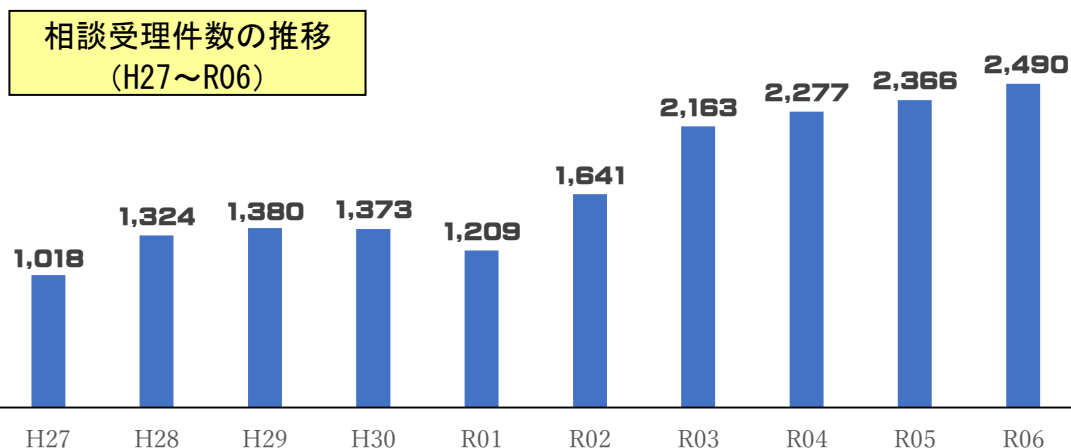
【名誉毀損】

被疑者は、誰でも見れる動画サイトに、特定できる者の名誉を傷付ける投稿をした。

第 2 サイバー犯罪等に関する相談受理件数

1 相談受理件数（過去 3 年の推移）

	R04	R05	R06	前年比
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く。)	956	1,268	1,119	-149
クレジットカード番号盗取等に関する相談	323	421	618	+197
迷惑メールに関する相談	267	274	227	-47
不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談	383	234	226	-8
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談	135	108	156	+48
インターネット・オークションに関する相談	12	7	9	+2
違法・有害情報に関する相談	21	1	9	+8
その他	180	53	126	+73
合 計	2,277	2,366	2,490	+124



2 主なサイバー犯罪等に関する相談事例

(1) 詐欺・悪質商法に関する相談

- ・ ショッピングサイトで商品を買いましたが、「商品が発送できなくなったのでお金を返します」との連絡があり、相手の言われるがまま携帯を操作していると、相手に送金していた。
- ・ 有名人が投資を勧める SNS の広告を信用してしまい、お金を払った後、連絡が取れなくなった。
- ・ SNS で知り合った異性に好意を持ってしまい、金銭を欺し取られた
- ・ サポート名目で遠隔操作を許可したところ、相手からネットバンキングの感染が疑われるのでログインするよう言われ、ログインするとお金が不正に送金されていた

(2) クレジットカード番号盗取等に関する相談

- ・ 海外サイトでクレジットカードが不正利用されたようで、カード会社から請求が届いた。

(3) 不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談

- ・ インターネットバンキングで使用している ID とパスワードを何者かに使われ、他人名義の口座へ送金されてしまった。

※ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況

区分	令和 5 年	令和 6 年	前年 同期比
発生件数	26件(個人26法人0)	12件(個人12法人0)	-14件
被害額	約2,164万円	約1,810万円	約-354万円

- ・ 本物そっくりなショッピングサイトでクレジットカード情報を入力してしまい、その後クレジットカードを勝手に使われて商品を購入された。
- ・ SNS で繋がっている知り合いからメッセージが届き、相手に言われたとおり SNS を操作していると、SNS を乗っ取られてしまった。(知り合いも乗っ取り被害に遭っていた。)
- ・ 乗っ取られた SNS を犯人が使用し、私になりすまして儲け話を誘う投稿をしている。

(4) 迷惑メールに関する相談

- ・ 頻繁に送られてくる迷惑メールにどう対処したらよいか。
- ・ ID とパスワードの入力を促す不審なメールが届いた。
- ・ ショートメッセージに、簡単に高額バイトを紹介するメールが届いた。

内容を明かさずに、高額報酬を強調するものは「闇バイトの手口」ですので、注意しましょう。

<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2024112000015/>

(5) 名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談

- ・ ネット掲示板に、私の名前や住所、侮辱する内容が投稿されている。
- ・ SNS で知り合った人に裸の画像を送ってしまい、相手からばらまくと脅されお金を払ってしまった。

(6) 違法・有害情報に関する相談

- ・ 関係のないショッピングサイトに、会社の連絡先が書かれており、取扱いのない商品の問い合わせが寄せられている。
- ・ ネット掲示板に、わいせつ画像が掲載されている。

第3 サイバー犯罪の未然防止に向けた県警察の取組

1 関係機関と連携した対策の推進

県警察ではサイバー犯罪の未然防止を目的に、関係機関と連携して各種対策に取り組んでいます。

- 県内インターネットサービスプロバイダ事業者等と沖縄県サイバー犯罪対策連絡協議会を開催（平成10年11月設立）
- 県内インターネットカフェ事業者等と沖縄県インターネット利用施設連絡協議会を開催（平成20年6月設立）
- 県内金融機関と「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処協定に関する協定」を締結（平成26年9月）
- 琉球大学工学部と「サイバー犯罪対策に係る連携した取組に関する協定」を締結（平成27年3月）
- 沖縄県商工会議所連合会及び沖縄県商工会連合会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（平成30年3月）
- 沖縄県情報産業協会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（令和2年10月）
- 沖縄県医師会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（令和5年2月）
- 県内損害保険会社2社と「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定」を締結（令和6年7月）

2 各種広報啓発活動の推進

- 学校や企業等へ出向いたサイバー犯罪被害防止に関する講演活動
<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2018012200033/>
- 地域 FM 局での情報発信
- 街頭や巡回連絡等での広報啓発チラシの配布

3 インターネットを活用した情報発信

- 県警ホームページ
<https://www.police.pref.okinawa.jp/category/bunya/kurashi/cyberhanzai/>
- 安心ゆいメール
<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300142/>
- サイバー犯罪対策課公式 SNS (X・LINE)
 - ・ X (@OPP_cyber)
 - ・ LINE (@482iylcn)

